



9 団地親睦スポーツ大会



昨年 11 月 24 日、9 団地親睦スポーツ大会が開催されました！
皆さんは「モルック」と言う競技をご存知ですか？モルックは北欧で楽しんでいる競技で老若男女、さまざまな方々が楽しめ、みんなでプレー中に多くの笑顔を引き出してくれる競技です。
今大会では参加者の笑顔を繋ぎ、世代を越え楽しんで頂きました。
ご興味ある方は「モルック」で検索してみてください。

茨城県保護司会連合会会長賞を受賞



寺島 彩花さん

「社会を明るくする運動」作文コンテストは、全国の小中学生を対象に日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりなどについて考えたこと、感じたことを作文にすることで本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。
今回は、茨城県内小中学校において 15,074 点（小学生の部 6,139 点・中学生の部 8,935 点）の応募があり、厳正な審査の結果、小学生の部において利根小学校 5 年生の寺島彩花さんの作品「私が思う社会を明るくする運動」が優秀賞の茨城県保護司会連合会会長賞を受賞されました。

令和 6 年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

令和 6 年度物価高騰対策給付金
(令和 6 年度非課税・こども加算)
のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（住民税均等割非課税世帯）に対して、物価高騰対策給付金として、1 世帯当たり 3 万円を支給し、うち、子育て世帯には子ども 1 人当たり 2 万円を加算して支給します。

▼支給対象世帯 世帯のすべての方が次の要件に当てはまる方

- ・令和 6 年度住民税均等割非課税であること
- ・令和 6 年 12 月 13 日時点で利根町に住民登録をされていること
- ・住民税が課されている他の親族などの扶養を受けていないこと

▼支給方法

① プッシュ型支給
令和 6 年度住民税均等割非課税世帯であって、「令和 5 年度利根町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業（7 万円追加給付分）」または「令和 6 年度利根町物価高騰重点支援給付事業（非課税・均等割・こども加算）」の給付を受けている世帯で、世帯構成および課税状況に変更がない場合には、同口座に振り込みします。手続きは必要ありません。
※ 3 月上旬に事前通知を発送します。

（振り込みは 3 月中を予定しております。）

② 申請書などの提出が必要な場合があります。
【申請期限 5 月 30 日（金）（消印有効）】

次に当てはまる方は、給付を受けるのに申請書などの提出が必要となります。申請書などに必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場福祉課の窓口へ直接または郵送でご提出ください。
・世帯の中に、令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方がいる場合
・令和 5 年度利根町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業（7 万円追加給付分）または「令和 6 年度利根町物価高騰重点支援給付事業（非課税・均等割・こども加算）」を給付以降に世帯構成および課税状況に変更があった場合

・令和 5 年度利根町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業（7 万円追加給付分）または「令和 6 年度利根町物価高騰重点支援給付事業（非課税・均等割・こども加算）」を給付されていない世帯で、上記支給対象世帯に当てはまる場合
福祉課 社会福祉係 給付金担当
☎ 68・2211（内線 133）



利根町消防出初式

1 月 11 日、利根町文化センターで、利根町消防出初式が挙行されました。
第 1 部は、観閲入場後中隊長の指揮の下、機械器具の点検が実施されました。団員の素早い動きで点検を行い、万が一の時でも迅速に行動できるよう徹底されていました。
第 2 部では、イベントホールにて式典が行われ、内閣総理大臣表彰をはじめ、長年活動を続けた消防団員、消防功労者などに対し、感謝状や表彰状が贈られました。
第 3 部は、龍ヶ崎鷹職組合若鷹会によるはしご乗りなどの披露があり、華麗な演技に観客は魅了され、観客からは大きな歓声と拍手が贈られるなど大盛り上がりとなりました。
利根町消防団は、町民の皆さまの生命・財産を守るため、生業をもちながらも、昼夜を問わず献身的に活動しています。皆さまの消防団へのご理解とご支援をお願いいたします。



利根町一時預かり利用者負担軽減事業

▼内容

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯などを対象に、保育所などにおける一時預かり事業の利用者負担金（利用料）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

▼補助対象となる経費

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の期間において、認可保育所（認可外保育施設は対象外）、認定こども園、地域型保育事業が実施する一時預かり事業を利用した際の利用者負担金（利用料）。

ただし、一時預かり事業を利用した児童が、子どものための教育・保育給付認定を受けて保育所等に入室している場合や、子育てのための施設等利用給付を受けている場合は対象外です。

▼補助金の対象者

補助金の対象者および補助金の上限額補助金の対象者は、一時預かり事業を利用した児童の保護者であって、一時預かり事業を利用日の時点において利根町に住所があり、かつ、表の①～④のいずれかに該当する方。

④のいずれかに該当する方。
（補助金の上限額と支払った利用者負担金（利用料）を比較して、いずれか低い額が補助金額となります。）

▼申請期限 4 月 11 日（金）

▼利用・申請・交付決定の流れ
① 一時預かり事業を利用し、施設から領収証を受け取る
② 子育て支援課に次の書類を提出

補助金の対象者	補助金の上限額 (1 人当たり日額)
① 生活保護を受給している世帯 <small>(※ 1)</small>	日額 3,000 円
② 令和 6 年度市町村民税非課税世帯 <small>(※ 2)</small>	日額 2,400 円
③ 令和 6 年度市町村民税所得割課税額の世帯合算額が 77,101 円未満の世帯 <small>(※ 2)</small>	日額 2,100 円
④ ①～③のほか、町長が特に支援が必要と認める世帯	日額 1,500 円

（※ 1）生活保護受給証明書の提出が必要
（※ 2）令和 6 年 1 月 1 日現在の住所が利根町以外の場合は、令和 6 年度市町村民税課税証明書の提出が必要

③ 子育て支援課で申請書の内容を確認し、補助金の交付の可否を通知
☎ 68・2211（内線 145）